令和5年度第1回北区子ども・子育て会議 議事要旨 (令和5年度第1回(通算41回)北区子ども・子育て会議)

[開催日時] 令和5年7月24日(月)午後 6時30分~午後 9時00分

[開催場所] 北とぴあ15階ペガサスホール

[次 第]

- 1 開会
- 2 子ども・子育て施策等に関する報告事項
 - ①「(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画」に関する事項について
 - ②「(仮称)北区子ども条例」に関する事項について
 - ③幼稚園等に通園する児童の給食無償化への実施等について
 - ④仮称北区児童相談所等複合施設新築計画図 (ブロックプラン) について
 - ⑤児童館・子どもセンター・ティーンズセンターにおける子どもなんでも窓口の取組 みの開始について
- 3 その他
- 4 閉会

日田席者]岩崎美智子 会長石黒万里子副会長大河原はるか委員久保田 遼 委員野上 智宏 委員我妻 澄江 委員小野澤哲男 委員鹿田 昌宏 委員鈴木 將雄 委員影澤 博明 委員奥村 宏 委員關口 泰正 委員

三田 理恵 委員 大島 幸子委員

[資料一覧]

資料 1	(仮称) 北区子ども・子育て支援総合計画の位置付け等	事前送付
資料 2	①次世代育成支援行動計画の施策目標	"
	②次世代育成支援行動計画個別目標について	
資料 3	次世代育成支援行動計画個別目標(案)	"
資料 4	次世代育成支援行動計画フォーマット (案)	"
資料 5	子ども・子育て支援事業計画 (案)	"
資料 6	子どもの未来応援プラン (前回までの確認)	"
資料 7	子どもの未来応援プラン個別事業 (案)	"
資料 8	(現行) 子どもの貧困対策に関する指標	JJ
資料 9	(新)子どもの貧困対策に関する指標 (案)	JJ

資料 10	北区子ども条例の基本的な考え方 (案)	II .
資料 11	(仮称) 北区子ども条例アンケート (案)	"
資料 12	条例に関して6月の子子会議で出された主なご意見	"
資料 13	幼稚園等に通園する児童の給食無償化への実施等につい	II .
	て	
資料 14	仮称北区児童相談所等複合施設新築計画図(ブロックプラ	"
	ン) について	
資料 15	児童館・子どもセンター・ティーンズセンターにおける子	"
	どもなんでも窓口の取組みの開始について	

【会長】

皆様、こんばんは。

それでは、定刻になりましたので、令和5年度第1回北区子ども・子育て会議を開会いたします。

初めに、本日は傍聴席を用意いたしました。皆様にもご承知おきいただければと思います。

さて、本日は皆様、大変お忙しい中、また大変暑い中、お集まりいただきまして、誠に ありがとうございます。

本日の会議は、先ほど申しましたように、令和5年度第1回目の北区子ども・子育て会議となります。今年度は、子ども・子育て支援計画2020の改定の年度となっていることから、子ども・子育て支援計画部会、子どもの未来応援プラン部会の二つの部会を本会議に設置し、5月から6月にかけて、二つの部会において、それぞれご審議をいただきました。また、(仮称)北区子ども条例についても、各部会において、併せてご審議等をいただいてきたところです。今日はこれまでの議論を踏まえ、さらに活発にご議論をいただければと思います。

さて、新型コロナウイルス感染症に関しましては、5月8日に感染症法上の位置づけが5類に移行して以降、徐々に日常を取り戻してきたように感じます。ご関係の皆様におかれましては、引き続き感染予防策を適宜取りながらも、日常の中で子どもたちや子育て家庭への支援が止まることのないように今後ともお力をお借りできればと思います。

そして、この第5期北区子ども・子育て会議の委員の任期は、残すところ1週間少々ということになりました。この5期でご尽力いただきました2年間、コロナ禍という事態の下で感染症対策を強いられる中で、皆様にはこの会議にもご参加いただきました。第5期子ども・子育て会議は、今日で恐らく最後ということになりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から本日の出欠状況と資料の確認をお願いいたします。

【事務局】

では、事務局からお知らせです。

まず、本日の出欠確認からいたします。本日は、欠席者3名、委員が後ほど出席されますので、出席者14名ということで、定足の過半数を超えていますので、定足数を満たしていることを報告いたします。

続きまして、資料確認です。ホチキス留めの一番上に、令和5年度第1回北区子ども・子育て会議次第と書いてあるホチキス留めの資料ですが、こちらが資料1から資料9までがついていまして、もう一つのホチキス留めの資料、資料10から資料15までついています。それから、第41回子ども・子育て会議座席表、A4、1枚ペラを配付しています。それから、本日、子ども・子育て支援計画2020、北区子どもの未来応援プラン、2冊の計画冊子をお持ちいただくようご案内していますが、幾つか用意がございますので、もしお手元にない方がいらっしゃいましたら、この場で挙手いただければと思います。

では、事務局からは以上です。

【会長】

ありがとうございました。

それでは、次第の2ということになりますでしょうか。子ども・子育て施策等に関する報告事項ということで、①「(仮称) 北区子ども・子育て支援総合計画」に関する事項について、事務局からご報告をお願いいたします。

【事務局】

では、事務局です。どうぞよろしくお願いいたします。本日もご出席、ありがとうございます。

では、早速ですが、資料の中身の説明に入りたいと思います。 2ページです。資料1のほうをご覧いただけますでしょうか。

計画の位置づけです。以前、部会に示したものに若干修正を加える形です。と申しますのは、まず見せ方の問題で、これが実際、本番がこの黄色になるかどうかというのはまだ未確定なんですが、この全体でもって、いわゆる北区の目指すところである「子どもの幸せNo.1を実現」、北区基本構想から関連する計画まで、それら相まって、そういった目標を進めていくといったところを明確にしてはどうかといったことで、若干図を変更してございます。その中でも、今回主になるのが、北区子ども・子育て支援計画2024であったり、教育ビジョンであったりといったところで、若干その部分、網かけを濃くし、また、こども大綱が、今現在検討いただいている北区子ども・子育て支援計画にも係るといった位置づけがあるといったことでの図を示してございます。こども大綱、秋頃制定で、今現在検討を進めているところですが、区の方針と、現在のところ、ぶれるようなことはないのかなと認識してございます。

では、次です。3ページでございまして、計画期間と計画の対象についてです。期間については、次年度からの5年間とし、以下、子ども・子育て支援計画部会ではご説明申し上げましたが、子ども・子育て支援事業計画については、国の計画期間とずれが生じることについての説明を書かせていただいてございます。また、計画の対象とされている方ですが、おおむね18歳未満としつつも、施策の内容について、対象となる年齢に幅を持たせ、柔軟な対応を行うといった取扱いを記載してございます。

4ページから5ページ、施策目標についてです。何度もお示ししており、恐縮です。特に施策目標5番の文末の文章です。最終的にお示しのような形としてございます。いろいろご意見を賜りまして、誠にありがとうございました。

6ページです。ここからが若干新しいお話になります。次世代支援総合計画についてです。部会では、主に計画の表記の体裁についてご意見をいただいていまして、今回、初めて内容をお示しした形となってございます。まず、6ページなんですが、これまで出産から育児にかけての切れ目のない伴走型支援ですとか、若者支援、ヤングケアラー支援については、調整中に当たる項目2番のところに書いていましたが、現在、実施しているもの、今後実施が確実視される取組があることから、引き続き調整中、この2番のくくりから1番のほう、新規掲載事業に移行してございます。現在もこの計画の内容については庁内で検討を行っていまして、9月上旬に子ども・子育て支援部会を開催し、内容について詰めたものをさらにご提示し、ご意見いただきたいと考えてございます。

7ページからが計画の内容になります。後々いろいろ出てくるんですが、赤で塗り潰しているもの、赤の塗り潰し、この事業が現計画に位置づけられているんですが、今回の改定で消去してしまおうと考えているもの、逆に、オレンジ色のものがございまして、それについては、今回の計画の中で新たに位置づけるといったことを検討しているものとなります。本日の説明は主に、この赤なりオレンジなり、印をつけたものを中心に行っていきたいと考えてございます。

では、8ページにお進みいただけますでしょうか。中段に、1-2のナンバー6ということで、施設型小中一貫校の設置といった事業を記載させてございます。都の北学園の整備により、事業が完了となります。今後、小中一貫教育の新たな取組について、どのようなものを記載するかといったことで検討を進めてございますが、この事業については、1校開校ということで、今回で終了するといった取扱いとなります。

次です。11ページ、お進みいただけますでしょうか。中段よりも若干下にオレンジ色の新規の取組が二つございます。1-3の8、1-3の9ということで、いずれも起業を支援するもので、若者の経済的な自立等の支援につながることを期待しているもので、主要事業にも位置づけていきたいと考えているところです。

次に、12ページ、お進みいただけますでしょうか。上から2行目、ナンバー14ですが、子どもの環境意識の啓発としたエコツアーを実施するものです。その下のナンバー18ですが、飛鳥山博物館で実施する親子向け講座です。その下、赤い文字で書かせていただいてございます。「 $1-\Theta$ 」ということで明確な番号を付しておりませんが、子どもの権利保障に関する取組について、条例制定に合わせてしっかり取り組んでいくといったことです。事業内容は、調整中としてございますが、子ども・子育て会議の皆様には、(仮称)子ども条例に関する議論の中で方向性を示しつつ、それを今後はこちらの計画にも反映したいと考えてございます。

なお、個別目標の取扱いなんですが、本来であれば1-3、1-4といった、基本的には現在の計画と同じような個別目標を設けるといったことで進めてはいるんですが、庁内で権利を守る取組といったことで、個別の目標を示してもいいのではといった若干議論もあったので、そういった可能性をお示ししつつ、すみません、今日はそんな資料を作ってございます。本来は、未来を担う人づくりの施策目標に権利の保障、子どもの最善の利益をうたうので、人権教育などと同様に、心と体の健全な支援に位置づける、④のほうに位置づける、1-4として位置づけるといったことでの案と、今若干迷っているというか、そんな状況でございまして、もし本日ご意見等いただけるのであれば、それを参考に、次の部会の中でこの方針を固めてご相談したいと思ってございます。

次です。14ページをご覧いただけますでしょうか。一番上、ナンバー7で、スポーツコンダクターというのがございます。トップアスリートを学校等に派遣して、講演やスポーツ教室を実施し、スポーツへの関心を高めていただくことを目的に実施するもので、実は、前のページ、13ページの5番に、トップアスリート直伝教室という似た事業があるんですが、こちらのほうは、いわゆるトップアスリートが子どもたちにいろいろ指導するというのは似ているんですが、13ページのほうは、基本的には競技レベルの技術の向上を目指して行うもので、こちらのほうは、新しく行うものについては、広くスポーツの関心を高めていただくといったことで、趣旨を異にして実施する事業ですので、二つ、位置

づけるような形にしてございます。

その下です。15ページに進みます。不登校児童生徒への支援です。今年の6月議会でも関連する事業の補正予算を計上し、さらに今後に向けた取組の充実を検討しているところです。主要事業にも位置づけて、取組を進めたいと考えてございます。その下、18番、女性のためのLINE相談についても、主要事業に位置づけたいと考えてございます。また、その下にも、主要事業には位置づけを考えてございませんが、デートDVについての啓発といった事業についても新たに実施するもの、取組としてございます。

次です。17ページに進みます。下段のほうですね、下段から三つ目の2-1のナンバー4ということで、保育人材の確保支援です。これは必要な事業ではあるんですが、主な取組主体としては東京都社会福祉協議会であったり、区といたしましては、その実施主体に協力するといった立場を多く取るものですから、取組としては除外するような形としてございます。

次です。18ページ、お進みいただけますでしょうか。真ん中に2-1の12といったことで、トワイライト事業、これは赤字になっているわけですが、こちらは、子どもショートステイの利用時間を拡大して実施する取扱いに見直したことから、このトワイライトという形での事業は取りやめといった形になります。

次です。20ページに進みます。これも下から三つ目ですね。新規事業といたしまして、 2-3のナンバー2で、(仮称)産前支援講座といった取組を実施してございます。説明の とおりです。

次です。21ページのほうです。まず、2-4の3です。国が示す伴走型支援の充実といった方針を受けまして、妊娠後期の方にも面談の機会を設けることとしたものです。一方、一番下に、2-4の5として、産前産後セルフケア講座ですが、コロナ禍の中で事業見直し、先ほど申し上げました産前支援講座ですとか、伴走型支援の中にこの取組を溶け込ませるような形の実施に切り替えてございます。

次、22ページ、お進みいただけますでしょうか。下段のほうに色がついている事業が三つございます。まず、赤のところです。2-5のナンバー1ということで、学校給食費保護者負担軽減事業ですが、今年度から、その下のナンバー2、いわゆる、これは新規になるんですが、完全無償化が実施されたことにより、このナンバー1の保護者負担軽減という形の事業はなくなります。そして、その下、ナンバー振ってございませんが、公立、私立の幼稚園でも給食費無償化の取組を実施することとなりましたので、主要事業として記載することを考えてございます。事業の内容については、この後、別の議題で報告する予定です。

その次ですね。25ページに進みます。中段で、3-1の4という赤字に塗られた、これは地域子育て支援活動ですが、これまで実施主体に分けていろいろ記載していたんですが、一つ上の3-1の3に統合するような形で記載するといったものです。その下、3-1の9というのがオレンジでございます。子どもなんでも相談窓口です。今年度補正予算を取って取組を新たに開始したもので、これも本日の別議題で報告いたします。また、主要事業への位置づけを検討してございます。その下、11番です。子育て応援とうきょうパスポートです。これまで実施していながら、計画には記載していませんでした北区の子育てにっこりパスポート事業というのがございます。これを今年度いっぱいで取りやめと

いうことになりまして、こちらから、いわゆる計画期間である次年度からは、東京都の事業に併せて実施するような形で取組を進めるものです。地域の商店でお買物する際に、その商店の協力により、子育て世帯ならではのサービスが受けられるようにするといったもので、その辺については変わりません。

次です。26ページに進みます。これ、印はついていないんですけれど、3-2の3、4、5、6、7と、これはどれも子ども食堂の取組でございまして、主たるナンバー3の子ども食堂の事業については、主要事業に位置づけたいと考えてございますが、その他、社会福祉協議会とも連携したネットワークの構築支援、見守り強化体制等について、主要事業に位置づけるかどうか、現在検討してございまして、次回以降、区の考え方は示したいと考えてございます。本日、委員の方からもご意見あれば、検討の参考にしたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

次、28ページに進みます。28ページの真ん中より下なんですけど、3-5のナンバー10ということで、今年度補正予算で取組を計上した自転車ヘルメットの購入助成を記載してございます。

29ページのほうに進みます。上から2段目のナンバー13、総合的たばこ対策の推進です。法に基づく一定の取組については完了したところです。今後さらなる取組について検討中ということから、このような記載としてございます。

その次です。31ページ、お進みいただいてよろしいでしょうか。オレンジで新たな取組といったことで、医療的ケア児、ヤングケアラーについての取組を記載してございます。 主要事業に位置づける形を検討したいと考えてございます。

次、32ページです。中段よりやや下、4-3のナンバー5で、ひとり親家庭に対する相談体制の充実や施策・取組に関する情報の提供ですが、これは他の事業に統合し、整理する形としています。

次です。33ページですね。次のページ、こちらも中段、オレンジ色がかかっている4-3の14です。ひとり親等、家賃確保が難しい方について、家を貸し出す大家さんに家賃助成を行うことで、それらの方々が住居を確保しやすくなる取組です。

次です。37ページ、お進みいただけますでしょうか。まず、一番上の5-1、ナンバー4です。これまでワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度といった取組を行ってございましたが、このたび、その下にあります東京都北区SDGs推進企業認定制度といった取組を開始し、その中でワーク・ライフ・バランスに関する評価項目を設けることで、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ることとし、そちらに移行する形としてございます。その下、5-2のナンバー1、これは赤字です。様々な方々を対象に子育てに関するワークショップを実施していましたが、コロナ禍の中で、さきに申し上げました産前支援講座等で代替する形での事業の見直しを行うといったことです。その下、女性のためのLINE相談については、先ほど施策目標1、未来を担う人づくりの個別目標④のほうでご紹介した事業の再掲となってございます。

次のページまでお進みしましょう、そこで切りがいいので。38ページは、計画で冊子にした場合の体裁についてのお話しです。施策目標1、未来を担う人づくりの①就学前教育の充実を例に取ってみました。本計画におきましては、次世代育成支援総合計画、子ども・子育て支援事業計画、子どもの未来応援プランの三つの計画が一体の計画として機能

することから、それぞれ I Dを付す取扱いを考えてございます。また、今回作成する冊子ですが、現行の計画では、主要事業のみを本編に位置づけて、他の関連事業を巻末資料のような形で掲載してございますが、今回の冊子では、その関連する事業については、全て本編の中で見える形で掲載していきたいなと考えてございます。このことについてもご意見をいただければ幸いです。

説明が長くなりましたが、一旦ここで切らせていただこうかなと思います。

【会長】

ありがとうございました。たくさん資料がありますが、資料1から資料4ということになりますかね。ここまでに関して、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。 はい、どうぞ。

【委員】

まず、12ページ、1-3のナンバー15、16で、中学生モニター・高校生モニター、小学生との区政を話し合う会という、以前からある事業ですが、「社会参加の機会」に、今回、「意見表明の機会」が加わって、「推進」となっています。(仮称)北区子ども条例を制定して、子どもの意見表明、参加を権利としてしっかり押さえるために、子どもの主体を尊重できるファシリテーターを置いて、子どもの最善の利益を大切に進めるような取組に改善する、または中野区のように、子ども会議を開いてはどうかという意見が会員数人から出ています。ご検討ください。

そして、15ページ、1-4のナンバー21、デートDVについての啓発という事業についてですが、少し前にも別れようとしたら殺されたという女性がいましたよね。デートDVって本当に深刻で、ここ、出前講座というのは常に、中学校から希望があったら出向いていくという、そういう事業だと思うんですが、全ての中学生に受けてほしいと思います。女性だけじゃなくて、男性も被害者にならないためにはどうしたらいいかということ。加害者にならないためにはどうしたらいいか、ゆがんだ考え方のお子さんも見受けられますので、そういう人が加害者にならないようにするためには、なるべく早いうちからきちんと講座を受けてもらうことが非常に肝要だと思うので、積極的な取組をお願いしたいところです。出前を待っているのではなく、いかがですかと積極的に広報していく。私の希望としては、全員に受けてほしいと思っています。どんなお子さんもこういう被害者、加害者になる可能性はあります。

あと、26ページの子ども食堂ネットワーク関連に幾つも事業があって、例えば3-2の5ですかね、子ども食堂ネットワークによる子どもの見守り体制強化事業というのがありますが、全国に7,000以上、子ども食堂があって、食事を月1回か2回提供すると子ども食堂と名のれるわけですが、食事を提供するだけでは、何か問題に気づいてもそれを解決する方法というのはなかなかないわけで、やはり行政や学校さんとかと協力するというか、連携が必要になってくるんですが、個人情報という縛りもあって、うまくいかないという子ども食堂、結構多いですよね。北区の場合は、今、子ども未来課さんですとか、子ども家庭支援センターの方が北区子ども食堂ネットワークの情報交換会にオブザーバーとしてご参加いただいたりして、連携ができつつあるかなと思うので、新しい子ども食堂

さんもどんどん加わってくることを考えると、やはりこういう連携というのをしっかり念頭に置いてやっていく、運営していく。心配なところは、ご相談できるような関係を常につくっていくというのがとても大切かと思います。

私どもの子ども食堂、学習支援教室には不登校のお子さんもいて、スクールソーシャルワーカーの方もお子さんとじかにお話ししたいとか、様子が見たいということで、来所されたりするんですが、そうやって、ほかの場所、居場所というところで、どんなふうに子どもが過ごしているか、そういうこともやっぱり見ていただくといいと思うのですよね。そこで、学校とは違う人間関係や友達関係などもあって、割と楽しく過ごしている場合もあるという、そういうことも見ていただけるといいかなと思うので、こういう体制強化というのは非常にこれからも大事になってくると思うので、進めていただきたいと思います。以上です。

【事務局】

すみません、貴重なご意見いろいろありがとうございました。

まず、中学生モニター等なんですが、ごめんなさい。まず、中野区さんの取り組みを参考にあげていただきましたが、北区としてもこの事業、大変うまくいっている取組ではあると思っています。ただ、私、今現在、思い出せないんですが、たしか中野区さんからのヒアリングでいいなと思う部分も確かにあったと思います、かぶる部分もあったなと思っているところがあります。実際、子どもの意見表明権を保障していくことは大変重要かと思っています。この取組と別に行うのか、それとも、モニターのほうをその中野区の要素を入れて改善したほうがいいのかなど、中野の状況をもう一回調べて、いろいろ検討してみたいと思います。

次に、子ども食堂に関連しては、おっしゃるとおりでございまして、特にやっぱり新たにいろいろやっていただいているところ、たくさん出てまいりまして、とてもいいことだと思うんですが、どうやって行政につなげていくのだろうとか、そういったところ、確かにいろいろ悩ましいといった声も聞いていますので、しっかり支援できるような体制の構築、これはしっかりやっていきたいと思います。

【事務局】

デートDV講座の件です。こちらは、私立を含む区内の中学校と高校に対し、毎年、前年度に来年度やりませんかということで希望調査をして、手の挙がった学校で翌年度実施している事業になっています。令和4年度は4校だったのですが、今年度については8校から希望がございました。参加予定者も、令和4年度は459名だったのですが、令和5年度については1,500名程度の参加が見込まれています。学校の教育課程の中で実施する講座になりますので、学校の理解が得られないと全校実施というのは難しい状況ですが、今後ともぜひ利用していただけるよう、こちらも周知を図ってまいりたいと考えています。

なお、他区の状況ですが、デートDV講座の実施ができていない区もあります。例えば、 近隣区では文京区とか台東区です。あと、荒川区では、デートDV講座をやりませんかと いうことで学校に周知はしているものの、なかなか実施が進まないという状況です。その 中では、北区は割と進んでいるほうかなと考えています。 以上です。

【委員】

ありがとうございます。

デートDVの受講生が増えているというのは本当にすばらしいことで、やはり放っておくと被害に遭うことがたくさんあって、事件もなかなか殺人とかにならないと記事にならないんですよね。でも、実はたくさん起きていて、よくこういうときは、被害者教育というか、被害者にならないためにはどうしたらいいかという、そっちのほうを主に女の子に講座をするというのが一般的なんですが、実は、女の子が被害を受けて別れても、加害者というのはずっといるわけで、加害者の考え方を変えないと被害者がどんどん再生産していくというか、増えていくということも、DVと同じで。なので、認識のゆがみといいますか、考え方を変えるという、そういう教育がすごく必要なので、そういったことも併せて講座の中でしていただくと大変いいと思いますので、よろしくご検討ください。ありがとうございます。

【会長】

ありがとうございました。よろしいですか。 ほかにいかがでしょうか。

【副会長】

ありがとうございます。

2点、お伺いさせてください。スポーツ関連のことと不登校児童生徒への支援についてです。

13ページの下のほうから14ページの上のほうにかけて、スポーツ関連の様々な支援について記載がありますが、もしかして、この子ども・子育て会議の範疇ではないのかもしれませんが、今、部活動の地域移行ということが国の方針として示されていますが、何か北区として、そういったことに関係するような、そういう事業というのは検討していらっしゃるんでしょうか。そして、ここに書いてあるようなスポーツ関連の事業というのは、そういった部活動の地域移行と関連するものなのか、それとはまた全然違うものなのかということで教えていただけたらと思います。

もう一つは、15ページの一番上の不登校児童・生徒への支援についてなんですが、不登校のお子さんが増えているというのは、もちろんすごく大変な課題であると思いますが、ここに書いてくださったとおり、今、国の方針としては、必ずしも在籍する学校に戻るのではなくて、そうではない多様な教育機会を確保することで、子どもたちの学習権を保障していくとなっていると思うんですが、何か調査によると、必ずしも元の学校に戻らなきゃいけないわけじゃないということを不登校の保護者の方があまりご存じなくて、ほかの学習機会の存在というのがあるのに周知されていないということが課題であるというデータがありました。なので、こういう事業、すごく大切だなと思うんですね。やっぱり学校は学校に来なくていいんだよということを情報発信するというのは難しい面があるような

気もしまして、そうじゃないところが情報提供していくということで、こうした自治体の 取組、とっても大事だと思うんです。そういう意味で、保護者の方にどのようにこういっ た多様な教育機会についての情報提供をしていくのかという、そういう工夫があれば教え てください。

以上です。

【事務局】

部活動の地域移行の関係でということでお話しします。今、部活動の地域移行のところなんですが、大本を言いますと、やはり教員の働き方改革を進めていく中で、そういう方向性、国や東京都から出てきているというところがございます。そういう中での北区の取組としますと、部活動指導員ですとか、あと、部活動の指導を補助する補助員という者を今増員というか、多く雇用するように取り組んでいって、そういう面では、そういう方々がどんどん、まだ過程ですが増えていきますと、そういうふうに教員が休みの日に部活動に引率しなくて済むとか、そういったところに徐々に向かっていくというか、そういったところを一つ目指していくような取組になると思います。

あと、もう一つ、今並んでいるような事業がそういうのに関連があるかということですが、また、実際の学校の中でも、例えばやりたい活動があったとしても、その単体の学校では人数が集まらなくて、部活動にならないとか、そういったものがあると思います。そういうものを、段階を追ってですが、将来的にそういう地域的な活動として、子どもたちがそういうところで、学校という区画にとらわれず、参加していけるというところも一つ考え方としてはあると思いますので、そういったところを連携していく、例えば大学さんですとか、あと、地域の活動団体さんとか、そういうこととまた連携して取組していくということは、将来的に検討を進めていく中で出てくるのかなと思うんですが、今はまだ検討段階と、そこの部分は、今後の区の方向性検討段階、今は現状としてはそういう状況にございます。

以上です。

【事務局】

ご質問の不登校についてです。国のほうがCOCOLOプランを出したことに対しまして、やはりその取組というのはとても大きなところだなというところを捉えているところです。教育委員会として、やはり不登校の問題、かなり大きな問題と捉えているので、今年は、庁内、庁外含めまして、不登校対応の検討会というのも開きまして、その中で、どういったものが必要かというところも含めまして、今後検討していくわけですが。やはりその検討会を待っていては、なかなかいかないということがありまして、できるところからということで、対応方法をいろいろ進めている段階です。基本的には、やはり子どもの学びの場は、その子に一番合う学びの場を提供していくというところが主軸になると思っていますので、その中には、もちろん学校から復学するとか、そういったところだけではなくて、やはり居場所といった機能も持ち合わせたような形で、いろんな対応策ができないかというところを主軸にして考えています。

保護者の方へのというところに対しましては、かなり二、三年前から保護者の集いとい

うものを実施しています。以前までは、民間の東京シューレさんの協力も得まして、実施していたところですが、今年度は自前でということで、不登校の集いは開催予定です。そういったところで、それぞれの立場から、ミニ学習会のようなものを行って、その後、保護者の方と懇談をしてということでしてまいりますので、そういった場を捉えまして、やはり国の動きですとか、本当に不登校のお子さんを含めまして、その中には、今不登校というよりも、これからなっていくだろうという予備軍の方も含めまして、広い範囲で対応していけるようにということで、そういう場を捉えて、学んでいければと考えているところです。以上です。

【事務局】

1点補足なんですけれど、皆様にいろいろご議論いただいている(仮称)北区子ども条例の中でも、自分が学びたいとおり学ぶことができる権利といった位置づけがあります。これは、子どもたちに聞く中で、非常に多く寄せられた意見で、なかなか学校に来れない子ども、保健室までは来れるんだけどとか、不登校支援の学校だったら来れるんだけどとか、そういった子たち、いろいろいろいろ状況はある。毎日は来れないけど、週に3日だったら来れるとか、そういう子もいらっしゃるそうで、そういう子にそれぞれに合わせたいろいろ学ぶ形態ができるといいよねなんていうことで、子どもたちのほうから提案があった件となっていまして、そういったことを条例の中に位置づけることで、そういった保護者さんの意識とか、そういうのにつながっていくといいのかななんていう思いでもあります。

【会長】

ありがとうございました。 ほかにいかがでしょうか。 はい、どうぞ。

【委員】

よろしくお願いします。

先ほど部活動の支援ということでお話が出ましたけど、今、昨日まで北区の小・中学生の野球大会やっていまして、区内からも数チーム出ていました。学校でも、一つの学校でできないで、二つの学校で協力してチームを構成して出てきていただいている、そういう学校もあるようでした。

お伺いしたいんですけど、外部講師という立場の方がいらっしゃいますよね。あの方々の処遇というのは、何か一貫したものがあるんですか。

【事務局】

今日、そこの所管のところが教育指導課長で、今日欠席なので分かる範囲でとなります けども、部活動指導員については、非常勤の職員、会計年度の任用職員ということで雇用 して、学校のほうの部活に従事していただいていると、そう聞いているところです。 以上です。

【委員】

何か私の知り合いの外部講師的な人をやっている、支払いが必ずしも一定していないと。 出るときとか、出ないときとか、どういうときで出るんだとか、出ないときと、いろいろ あるようにお伺いしたので、伺ったんです。統一されているというか、あるいは、そうい うお立場でお答えできる機会があれば、また教えていただければ結構です。ありがとうご ざいました。

【会長】

ありがとうございました。 ほかにいかがでしょうか。 はい、どうぞ。

【委員】

17ページの1-5のナンバー9のところで、子どもセンター・ティーンズセンターへの移行というところなんですけども、ちょうどこの前、地元の児童館の運営委員会にも出席して、そういう話もあったんですが、児童館というのは、だんだんというか、子どもセンターやティーンズセンターに移行しているという話は前から聞いていて、児童館、また、小学校のほうでは放課後子ども教室とか、そういうところにすみ分けしているとは思うんですが、乳幼児や小学生に対しては、そういうところが充実していって、意外と中学生の居場所がなくなっているというか、ティーンズセンターが設けられているというのもあるんですけども、なかなか進んでいるようには思えなくて。中学生には部活動があるということですけども、それも毎日ではないですし、入ってない子もいますので、そういう居場所が本当に充実している計画が本当に進んでいるのかなというのがあるんですけども、そこの辺をお聞きしたいと思いました。

【事務局】

事務局です。

ご質問ありがとうございます。中高生の居場所としての事業です。古くは、たしか平成26年にティーンズセンターについても配置方針というのを定めていまして、一応その計画の中では、区内に6か所、2中学校区に一つを目安ということで計画は立てたところです。ただ、その頃からの社会背景だとかも変わってきていたところ、また、令和2年だったかと思いますが、浮間中学校に、まず、トップバッターの複合施設として浮間子ども・ティーンズセンターを設置しているわけですが、なかなかコロナ禍の中で利用実績もなかなか検証が進まなかった、そういう事情があって、このティーンズセンターへの計画というのが実質動いていないというところです。ただ、今年度、北区の上位計画です基本計画ですとか、各種の計画、そういったものを改定していく中で、また、コロナも落ち着いてきたという中で、改めてそこを整理してまいりたい、そのようには今考えているところです。

以上です。

【会長】

よろしいでしょうか。 それでは、ほかにいかがでしょうか。 はい、どうぞ。

【委員】

先ほど、質問がありました子どもセンター・ティーンズセンターへの移行という件に関しましてなんですが、乳幼児親子中心の子どもセンターと、そのティーンズセンターに分けてしまうと、利用したくても近くにないという問題も出てきてしまいますし、例えば私の周りでいたママ友の方が困っていたのが、下に小さい子が生まれて、でも、まだ上のお兄ちゃんも小学1年生で、手がかかる。一緒に児童館に行こうとしても、一緒の部屋で二人を見ることができないとか、そういった問題があったりとかして、安全面とかで難しいかと思うんですが、やはり二人目を育てるの、何か難しいねみたいな話になってしまったりですとか、どうしてこんな分けちゃうんだろうねみたいな話はお母さん同士でも出ていたので、誰でもと言うとあれですけど、18歳以下のお子さんがみんなで利用できるような施設になればいいなと思っています。

【事務局】

事務局です。

たしか計画の部会でもご質問いただいたかなと思ってございます。改めてご答弁しますが、児童館、かつては児童館という名前で区内で展開しておって、ゼロ歳から18歳までの施設という位置づけでございました。その後、放課後子ども総合プランが小学校の中に順次、整備されていく中で、小学生の基本的な居場所というのが小学校の放課後の施設に移ってきている。それに伴って、児童館の幾つかは子どもセンターという名前にした上で、主に乳幼児機能、そういったところを高めていく、そういう整理で進んできているというところです。

ただ、先ほどご質問いただいたように、小学生のお兄ちゃん、お姉ちゃん、それから就学前の弟さん、妹さん、そういった場合というのもあるんですが、決して子どもセンターになったからといって、そういった小学生の利用を阻むということは一切ございません。ただ、兄弟でいらっしゃっていただいた際に、やっぱり児童館、子どもセンターも施設の広さも異なってくる、お部屋の使い方というのも、また、そのときにいらっしゃっている区分ごとの入り具合、そういったものにもよるので、きちんと線が引けるとは思ってございませんが、私ども、運営の中で大事にしたいのは、せっかくいらっしゃっていただいた方、例えば先ほどのお話しだと、お兄ちゃん、お姉ちゃんが何か嫌な思いをする、そういう運営はしたくないとも考えてございますので、安全面だとかの兼ね合いでなかなかどうするかというのは現場対応になってしまいますが、柔軟な対応をした上で、皆さんが気持ちよく時間を過ごしてもらえるような、そういった努力はしてまいりたいなと思っているところです。

以上です。

【会長】

委員、よろしいですか。

【委員】

はい。

【会長】

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次の資料5からですかね。ご説明をお願いいたします。

【事務局】

説明になります。資料5から。すみません、今度は、子ども・子育て支援事業計画のほうになります。こちらも計画部会のほうの所掌事項にはなっていたんですが、数値を入れた計画案を示すのが今回が初めてになります。

先に42ページをご覧いただけますでしょうか。改めて、計画の中身、簡単にご説明します。幼児期の学校教育・保育については、保育園と幼稚園、その下に地域子ども・子育て支援事業というのが13事業ありまして、これら全て国の指定を受けてございまして、自治体といたしましては、量の見込みを立て、必要なサービスの確保方策を定めるといったことになります。

前のページ、お戻りいただけますでしょうか、40ページになります。2の区域設定のところなんですが、支援事業部会ではご説明申し上げましたが、保育の供給量、学童の供給量については、北区の地域特性などを踏まえまして、北から赤羽、王子、滝野川の別に検討を進め、他の事業については北区全体で考えていく形を考えてございます。

41ページの人口推計です。令和3年10月に公表になったものでございまして、今後5年間は微増といった形になってございます。ただし、令和10年になると、若年層については若干減少傾向が見られるといった予測となってございます。

43ページからは、各事業の記述になります。まず、保育園です。子ども・子育て会議の委員の皆様にきちんとした報告、まだできておりませんで、大変申し訳ないんですが、本年4月、保育園待機児童ゼロになりました。その一方で、保育施設の定員9,700名ほどあるんですが、900名を超える空きが生じており、このことが課題となってございます。そういったことから、今後については不足を生じさせないというのは、これは極めてもう大前提ではございますが、これまでと異なり、確保方策をむしろ絞り込むというか、調整する形での検討が必要と考えてございまして、今回お示しのような数値としてございます。

次に、47ページです。幼稚園です。人口が若干増加傾向であることから、若干の利用 者増を見込んでございます。受入れの増については、保育園同様、幼稚園についても、園 児募集に対し申込みのほうが少ないといった状況、これは園にもよりますし、また、年次 によってもいろいろ変化してくるものですが、ただ、全体で見れば、ニーズに対しては十 分に対応いただけるものと考えてございます。

次、48ページの利用者支援事業についてです。現在、子ども支援センター1か所と、 王子、赤羽、滝野川の各1か所に設置されている健康支援センターの計4か所で引き続き 実施するとしてございます。今後、子ども家庭支援センターについては、基本型への移行 を目指しまして、地域連携の取組といいまして、利用者の利便性が高められるような取組 の実施、検討してまいりたいと考えてございます。

次に、49ページの地域子育で支援拠点事業です。児童館及び児童館が今後移行を目指す子どもセンター等で、乳幼児及びその保護者が相互に交流でき、相談、情報提供など、支援を行うことといたしまして、現段階では検討の途上にありますが、民間のNPOなどが空き店舗を活用して子育で支援を行っていく、そういった自治体もいろいろありますので、北区でもそういった取組を進められるのかどうか、そんなことを今考えていまして、今後考え方をまとめていく予定です。

次に、50ページです。妊婦健診です。医療機関における計14回の健診と、4回の超音波検査、子宮がんの検査等に係る公費負担分を助成する取組です。

51ページが乳幼児全戸訪問事業でございまして、生後4か月の乳児がいる家庭を訪問し、面談を行う事業で、新生児の里帰り出産等を除く91.9%に対応する形を想定してございます。

その次のページへ進みます。養育支援訪問事業です。こちらですが、特定妊婦といった 言い方が出てきています。こちらは、出産の準備十分にできてなかったり、心の問題があ ったり、経済的に困窮しているなど、特に支援を必要とする方々への支援でございまして、 延べ人数のところには、そのような方々への訪問回数を想定したものとしてございます。

次です。53ページですね。ショートステイでございまして、保護者の仕事、病気などのほか、虐待の回避などといった場合、児童をお預かりして養育する事業で、近年の実績などを考慮し、見込みを算定してございます。見込みは増えていくものといった形で想定してございます。

54ページです。ファミリー・サポート・センター事業です。保育園や学童クラブの送迎など、今後も利用の増加が予測される事業です。サービスを利用したい方とサービスを提供いただける方の両者が使いやすい事業となるよう取組を進めたいと考えてございます。

55ページの一時預かりに進みます。こちら、二つあります。幼稚園の一時預かりというのは、保護者の就労などに対応するため、教育時間を超えて子どもを預かる事業、つまり、保育園でいうと延長保育なんていう言い方をするんですが、幼稚園ですと一時預かりといった名前になります。こちらについても若干利用増が見込まれるところです。

一方、保育施設で行う一時預かりというのが、これが次のページにいろいろ書かれているわけですが、通常保育園や幼稚園等を利用しない在宅子育て家庭が何かしら事情が生じた際にお子様を預かるといった事業になります。こちらも若干の利用増を見込んでいるところですが、預かりの枠としては確保ができているものの、利用のしやすさといったところでは課題があると認識してございまして、今後、その辺りの改善策について、何かしら記述、記載ができればといったことで、赤字で一部追加、調整中といった書き方をしていますが、そういった意味です。

57ページに進みます。延長保育事業です。保育園で実施する通常の保育時間を超えて

の預かりを行うものでございまして、量に対する確保はできていると考えてございますが、 今後、区直営の指定管理者制度導入などが計画され、あわせて、延長保育の新規導入の方 針も示されたため、確保量については若干見直しが必要なのかといった点で調整をしてい るところです。

その次です。58ページです。病児病後児保育についてです。これまで区では、あらかた需要に対する量の確保はできたと考えているところです。ただし、今後、先ほど申し上げました一時預かりと同様、利用のしやすさといった面について、何かしら記載が加わる可能性があるといったことでご理解いただければと思います。

59ページの学童クラブについてです。全体としては、今後も利用増が見込まれるため、 適切な量の確保に努めたいと考えてございます。なお、学童クラブについても、今年度4 月に待機児ゼロを達成したところです。

62ページに進みます。(12)の実費徴収です。これまで幼稚園の給食費については、 実費で徴収していましたが、世帯の所得の状況等を踏まえて、国補助を活用して補助を実施していまして、引き続き実施するものです。なお、幼稚園の給食費の取組については、 先ほど申し上げましたが、この後、また改めてご報告をさせていただこうと思ってございます。

その下、(13)ですが、保育施設の新規施設への巡回や、認定こども園が特別に支援が必要なお子様をお預かりいただく際の職員の加配に関する補助となってございまして、これまでも北区が実施していまして、今後も引き続き実施するものです。

ここまででご説明を切りたいと思います。

【会長】

ご説明、ありがとうございました。

それでは、資料5のところ、ただいまご説明いただいたところに関して、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。資料5のところは、よろしいですかね。

それでは、次に資料6からのご説明をお願いいたします。

【事務局】

資料6からは、未来応援プラン部会の方々の所掌事項になります。ただ、こちらのまず全体的な資料6のお話については、全体で共有できていたのかなと考えてございます。基本的には、現計画とあまり変わらない、柱1、2、3、施策を7つ展開して、それぞれ推進していくといったことです。

66ページからが新しいお話なのかなと考えてございます。今回初めて、こちらの未来 応援プランについても、その柱及び施策を推進する事業、こういった事業を展開していき ますといったことで、具体的な事業を位置づけた形でお示しするのは初めてです。こちら についても、基本、次世代育成行動支援計画で申し上げたとおりの事業の中身となっています。それを、基本的には柱なり、施策なりといったことで分類した形となってございます。68ページなどをご覧いただきますと、赤い字で産前産後セルフケア事業なんていうのが、これは赤字がついているんですけど、先ほどと一緒でございまして、今回の計画の

中で整理、統合なり、休止するもの、そういったものは赤字で書かせていただいてございます。71ページまでが、これまでとなります。

そして、どうしましょう。資料8まで進めますか。

【会長】

はい。

【事務局】

すみません、では、資料8のほうに進ませてください。こちらについては、未来応援プランのほうでも、様々というか、一定ご意見をいただいた課題、こちらのほうの宿題となっていた事項がございました。

この資料8というのは何かと申し上げますと、子どもの貧困に関する指標の実績ということでございまして、貧困なんですけれど、事業の実績がイコール貧困の解消につながるものではないといったことから、その事業の実績とは別に、貧困の度合いが解消したということで、様々な社会的といいますか、そういった要素、様々取り上げまして、それがいかに改善したかといったことで、事業の進捗の一応目安にするといったことで、このような形を取り上げてございます。

こちらの指標なんですけれど、北区で5年前に策定した際は、様々な自治体の例等を参考に検討したわけですが、資料9になります、75ページご覧いただけますでしょうか。今回、現行の指標に加えて、新たに、この黄色で追加した三つの指標を加えてはどうかといった事務局案を提示したところです。ナンバー1の下の追加案です。1と2の間にあるものですが、乳幼児健診の受診率といったことです。妊娠届け後の妊婦さんへの面接の割合というのを指標にしておきながら、新生児の健診の受診率を指標にしてないのはおかしいんではないかといったことが庁内でも上がりまして、こちらについては、部会でも特段ご意見はいただかなかったかなといったことです。

そして、さらに追加案です。子どもたちへのアンケート等により聴取する指標になりますが、一つ目です。「ほっとできると感じる居場所はありますか」の質問で「ある」と答える子どもの割合。こちらについては、部会の中でもそれほどのご意見出なかったんですが、次のところ、「1日のうちに自分の好きな時間(家事や家族のお世話等を除き、自分が好きに使える時間のことをいいます。)はあります」といったことで、この聞き方が非常に分かりにくいと。つまり、習い事などで自分の自由な時間がないという子も、混同して答えてしまう可能性があるといったご意見もいただきまして、いろいろ委員の方から具体的な聞き方についてもご意見いただきまして、その部会の中では2時間なんていうのもどうだろうななんてお話もいただいたんですが、庁内で持ち帰って検討しまして、これはいろいき観的なところもあるかもしれないんですが、1時間でも十分、小・中学生が家族のお世話をしていて、それでもって、かつ、自分のやりたいことができない状態にあるということであれば、それは問題として捉えてもいいんじゃないかといったことで、赤字で書いたところが修正案になります。「(ほとんど)毎日、家事や家族のお世話等をする時間が1日のうち1時間以上はあって、自分が好きに使える時間がほとんどないですか」の質問に「はい」と答える子の割合といったことで、そんな代案を考えてみました。ご意見いただけれ

ば幸いです。よろしくお願いいたします。

【会長】

ありがとうございました。資料の6から9までですね。新しいことは資料7辺りからで しょうか。ということで、皆様からご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。 はい、どうぞ。

【委員】

75ページのところで、追加の案のところの乳児健診でしたっけ。メールで未受診の率をお送りいただいて、例えば3から4か月の健診が7%未受診ということで、これというのは、すみません、そもそもなんですけど。この7%というのは、コロナで健診に行かなかったりとか、あとは、自腹で例えば病院に健診に行ったりとかという方がもし含まれていたとしたら、この貧困の指標に全く逆のまた話になっちゃうのかなと思ったんですけど、ここら辺というのは、未受診というもの自体で貧困かどうかということというのは、これって分かるのかなというのが、すみません、メールを見ていてふと思ったんですけど。これというのは、すみません、教えていただければと思います。

【事務局】

事務局です。よろしくお願いいたします。

乳幼児健診、これは妊娠、出産期の面接の数値も同じなんですが、基本的に100%達していない誤差の部分については、原因のほうは全て把握できていると認識しています。例えば里帰り先で健診を受けたとか、あるいは入院中であるとか、いろいろな理由で、それを足し上げるとほぼ100%。それから、まれにですが、要支援に該当して、保護者が連れていっていないと、そういう場合には子ども家庭支援センターと連携して、そのご家庭に介入していくという、そういうスキームで対応できていると認識しているところです。

【委員】

そうですよね。だから、7%の方々は全く何も知らないということではなくて、ちゃんとその後で追って、いろいろと状況を把握されているという、そういうことですよね。

【事務局】

はい。

【委員】

分かりました。

【会長】

ありがとうございました。 ほかにいかがでしょうか。

【委員】

同じく75ページの下から三つ目の追加案なんですが、どうもこの改正した文章の意味がよく分からないというか、1時間でも2時間でも家事や家族のお世話をしている子がいるかどうかということですよね。そしたら、「ほとんど毎日、家事や家族のお世話等をする時間が1日のうち1時間以上ある」、それでよろしいんじゃないですかね。毎日1時間もやったら、それと、あと宿題やったら、そんなに使える時間がないと思うんですよね。それで、ヤングケアラーについては、私は2時間とご提案していたけど、1時間でもヤングケアラーだとお感じになるんだったら、1時間でいいですけども、前半の部分だけでよろしいんじゃないんですか。自分が好きに使える時間がほとんどないって、それとこれとはまた別で、習い事が強制されて、自分が好きに使える時間がほとんどない子もいますし、私はそういう子を知っています、本当に。何か意味が取りにくい質問だなと思いました。

ここは、、家事や家族のお世話をしている子どもについて知りたいんですよね。そしたら、前半だけでいいんじゃないですか。1日のうち1時間、あるいは2時間以上あるで、それでもう、それだけ家事や家族の世話している子どもって、めったにいませんからね。家事のこと、ちょっとお手伝いするぐらいだったら、10分か15分ですよね。ちょっとお使い行ってきてと言ったら、すぐ終わっちゃうし、もう1時間、2時間だったら十分だと思います。これ、文章が長いともう子どもは読めないです。何を言っているか分からないし、なるべく具体的に短い文章じゃないと答えにくいと思います、読解力ない子がすごい多いので。というご提案です。

【事務局】

ありがとうございます。

何かこういう考えってあるんだなと正直、今聞いて思ったところはあるんです。実際、例えばお世話を1時間しています、習い事を3時間しています、それで自由がないですという子なんかがこっちに答えちゃうというのは、確かにそのとおりかななんて聞いていて思いました。実際に庁内で検討したときに、実際、自分が好きに使える時間がほとんどないということを加えることで、ヤングケアラー的な要素というんですかね、そういうことになるんじゃないかという声も正直あったはあったんです。なので、もう一回持ち帰って、.....

【委員】

自分の好きでもない習い事と塾とをダブルでさせられている子もいて、そういう子ども を別に知りたいわけじゃないですよね。やっぱりヤングケアラーのこと知りたいんだった ら、前半だけで十分だしと思います。教育虐待のことを知りたいんだったら、また別の質 問にすればいいし、もっとシンプルなものがいいと思います。

【事務局】

すみません。これ、自分が何か主張してこの意見通した意見だったら、結構それなりに答えというのもあれなんですけど、庁内でいろいろすり合わせて、こういうのがあったほうがむしろいいんじゃないかという声が意見としてあったものなので、持ち帰って、もう

一回検討したいと思っていますので、もし、皆さん、何かそっちのほうが分かりやすいということであれば、確かに質問が短いというのはいいことだと思いますし、そんなことでよろしいですかね。

もうちょっと研究はしてみたいと思います。ありがとうございます。例えばここの計画にあれな形で位置づけたとしても、実際に聞くときの聞き方とかというのは、多少いろいろ変更することもできると思いますし、ただ、分かっているんであれば、それなりにちゃんと分かりやすい形をきちんと追求したいと思いますので、まだ少々時間もありますし、頑張ります。

【会長】

それでは、引き続きここはご検討いただくということですね。ほかにいかがでしょうか。

【副会長】

お願いいたします。 73ページの子どもの貧困対策に関する指標の実績の15番、区内都立高校の中退者数の集計についてなんですが、集計方法のところで、平成29年度の「児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について」では公表されていた参考資料が平成30年度から公表されなくなったため、集計不可とあるんですが、集計は本当に不可なのでしょうか。

【事務局】

すみません。今のところですが、何とか集計は取れそうです。

【副会長】

そうですか、よかったです。

【会長】

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、資料9まで、よろしいでしょうか。

それでは、次に行きたいと思います。続きまして、②ですね。「(仮称)北区子ども条例」 に関する事項について、ご説明をお願いいたします。

【事務局】

では、引き続き、資料10のほうです。条例の考え方についてです。

二つの部会でいろいろご意見等いただきまして、ありがとうございました。

まず、条例の基本的な考え方(案)についてです。

今回、委員の方からいただいたご意見の中で修正したのは、3か所になりますかね。

まず、3ページ、ご覧いただけますでしょうか。一番上、保護者の役割のところで、保護者として、子どもに対して支援という言葉は違和感があるといったご意見がありました。

幾つかの自治体で、保護者が子どもに対して支援するという言い方をしている自治体は正直あります。確かに言っているんですけれど、ただ、括弧つきで大変恐縮なんですが、二つ案がございまして、区のほうで要は二つアイデアを出しているわけです。区としては、内部で検討した形では、括弧つきの赤のほうがいいのではないかと。つまり、支援という言い方をやめた形です。「保護者は、子どもの年齢や成長に応じた権利が保障されるよう努めること」といった言い方に変えてはどうかといったことで、確かに保護者が支援というと違和感がある。やっぱり、例えば区民等であったり、育ち学ぶ施設及び団体等だったりすれば、支援でもいいのかな。ただ、保護者だと、なかなか支援という言い方は抵抗があるというか、違和感があるというか、そういう考え方はあるのかなといったことで、そっちのほうに改めたらどうかなといったことで、その辺あたりのところを皆さんにご意見いただいてもいいのかなと思っています。

次に、4ページ、お進みいただいてよろしいでしょうか。4ページの下のほうの(8)です。①のところで、子どもの権利侵害を迅速に処理するという言い方も無機質というか、処理だけできればいいのかといった誤解にもつながるのではないかといったご意見、そのとおりと思いました。救済といった言葉使うといい表現になるのではないかなといったご意見も併せていただいたところでございまして、お示しのような形、「速やかな救済を図るため」といった形に直してはどうかなといったことです。あと、子どもの権利擁護委員会ですが、委員の人数を書いてはどうかといったこともございまして、他自治体の同じような人口規模の自治体、北区よりも多いところでも3名で運営しているところ、多かったので、同じように3名でどうかといったところを考えた次第です。

以上、ここまででまず一旦切りましょうかね。お願いします。

【会長】

ありがとうございました。それでは、資料10のところ、先ほどありましたように、3ページのところは、こういうふうに括弧のほうにしたらどうかという提案が出ていますけども、この辺りはいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

【委員】

事務局でお示しした案のほうが端的で分かりやすくていいんじゃないですか。赤字でご 提案されている案のほうが私はいいと思いますけど。

【会長】

この括弧の下に書いてあるほうですね。

【委員】

はい。

【会長】

ありがとうございます。

【委員】

その同じところ、私は保護者は支援するんじゃなくて、養育すると言い換えたんですけ ど、その前のほうの文章、何て言ったか、覚えてないです議事要旨を見ないと。支援じゃ なくて、養育するがいいのではないかとご提案しました。そこを覚えてないので、また確 認して。

会員から寄せられた意見で、4ページ(8)で、(仮称)子どもの権利擁護委員の設置、5ページ(10)で、子どもの権利委員会とあるので、整合性を図るためにも、やはり権利、権利擁護と統一して、名称についても北区子ども権利条例にするのがいいという意見が複数から出ていました。

それから質問なんですが、2ページ、④北区の役割のところで2ページの下、「区外においても子どもの権利が保障されるよう努めること」と書いてありますけど、区外においてというのは、どういう状況なのかなということです。

それから、3ページ(3)、①子どもの育ちへの支援の保障、そこが何かすごく回りくどい表現かなと思うんですよね。「必要な支援を受けることが保障されること」という。そのタイトルだけでも意味が伝わるので、「必要な支援を受けられる」と言い切ってしまうほうが分かりやすいと思います。

また①で、保護者は、区等から必要な支援を受けることができると明記しているのに、②で区等は支援を行うよう努めることと、結構消極的な表現ですよね。努力はするけど、どこまでいけるか分からないという。保護者は支援を受けることが保障されるんだから、区はそれを保障するわけですよね。なので、「区等は必要な支援を行う」と言い切ったほうがいいのではないかと思いました。

以上です。

【事務局】

じゃあ、すみません。いろいろご提案、ありがとうございます。

私のほうでは、まず養育という言葉について、確かにご提案いただいたのは事実というか、私も覚えています。ただ、養育という言葉を何かいろいろひもといていくと、養育をきちんと行えていない保護者さんというのも実際いらっしゃるといった、私、認識なんです。養育という言葉について、その中で、例えば保護者が養育するというのは、確かに一般的な状況ではあるとは思っているんですけれど、必ずしも子どもを養育できない状況にある保護者さんもいるので、養育という言葉をここに当てはめるのはどうなのかなといった思いがあったことがあります。「養育」という言葉の定義については調べさせてください。

【委員】

養育するのが主なことじゃなくて、「保護者は子どもの年齢や成長に応じて、子どもの権利が保障されるように養育する」という、内容を私、覚えてないんですけど、養育する、どういうふうに養育するかということをここに書けばいいということであって、私はその内容は同じでも、最後の締め、文末を「支援する」じゃなくて、「養育する」と言い換えただけで、その前のものは同じなので、別に養育すればいいということじゃなくて、言葉の

使い方であって、ちゃんと子どもの権利を保障するということは変わりはないので、別に 養育自体に問題があるようには、私自身は思わないんですが、そこが誤解されているよう に感じます。

【会長】

委員としては、あれですか。下の赤字ではなくて、上の黒字のところの支援を、例えば 養育と換えれば、そのままでもいいんじゃないかというご提案ですかね。

【委員】

そうです。その赤字の部分が嫌というわけではなくて、前回そういう意図で言ったんですということで、全面的に変えてほしいとか言った記憶はないので、全然違うものが出てきたなと思って、そういうふうにご説明しています。努めることというのも、あちこちにありますけどね。努める、便利な言葉ではありますが。

【会長】

ほかに、この3ページの⑤のところ、いかがでしょうか。黒字のところ、それから赤字のご提案もありますけども、どんなふうにしたらいいかということで、ご意見等ありましたらお願いいたします。

【事務局】

あと、区外のところの話をお答えしてなかったので。

【会長】

はい、はい。

【事務局】

そこのところを。基本的には、北区の範囲じゃなくても、いろんなケースがあろうかと思っていたんですけど、基本的には、例えばぱっと思いつく範囲でいうと、学校の生徒たちが校外学習行ってとか、そういうことでもあるのかなとも思いますし、その他、いろいろなところで、例えばですけど北区の医療助成とか、そういった権利、いろいろあるわけですが、ほかの自治体にかかった子でも、いろいろ所定の手続さえすれば、北区で保障が受けられるように、その実施については、他の自治体さんにいろいろ手続等をお願いする場合もありますので、そういったことについて、基本的にはそんなことを想定しながら、考えたところです。

【会長】

もう1点はご質問か、感想か分かりませんけれど、(3)の2のところですか。それについても。

【事務局】

そうですね。じゃあ、②のところについては、これは表現の問題なので、また持ち帰って、内部で検討させてください。表現の話しなので、どうだろう、文章に詳しい職員などもいろいろいるので。

【会長】

先ほどのご質問には答えていただきましたが。そうしましたら、3ページの⑤ですね。 保護者の役割についてはいかがでしょうか。もし、もう少しご意見等ありましたら、お願 いできればと思います。

はい、どうぞ。

【委員】

いろいろな、この部分に関しては思いもあるかと思うんですけども、私としては、赤字でシンプルに、括弧でくくっていただいたほうの文のほうが分かりやすくていいかと思います。

以上です。

【会長】

はい、どうぞ。

【委員】

委員に聞きたいんですけども、養育に努めるということですか。

【委員】

いやいや、養育する……。

【委員】

いや、養育に努めることという文章ってことですか。いや、何が言いたいかというと、 扶養って義務だと思っていて。

【委員】

扶養じゃなくて、養育。

【委員】

うん。養育は義務じゃないから、努めるということでいいんですか。そこがよく分からなくて。だから、つまり扶養とか養育というのは、保護者の義務だと僕は思うんですけど、法律用語的には多分、今調べると扶養義務ですけど、努めるんじゃなくて、義務じゃないかと僕は思っているので、私は括弧のほうがいいんじゃないかと思っています。そこが私、不勉強だったら申し訳ないんですけど、扶養とか養育は保護者の義務だと思うので、努めるは違和感を感じます。

【委員】

私、「養育するよう努める」とは言ってないです。最後、「養育する」にしたらどうですかと言っただけで。それぞれのご意見なので、私の意見に別に構わなくて結構です。

【委員】

じゃあ、養育をするということですかね。

【委員】

そうです。

【委員】

であれば違和感ないです。なら、私はシンプルなほうがいいかと思います。

【会長】

いかがでしょうか。

じゃあ、今、出たようなご意見を事務局のほうで、もう一度ご検討いただいてということで、どうでしょうか。

【事務局】

じゃあ、そういったことで、いろいろ持ち帰って検討したいと思います。

あともう一つ、ご意見の中で、さらっと名称のことについてのご意見もあったかと思うんですが、こちらについては、また別の、子どもたちへのアンケートの取組の報告と併せる形で、また皆様にご意見を伺えたらありがたいかなと思うので、そこの点は置いた形で、次に進める形でよろしくお願いします。

【会長】

ありがとうございます。

それでは、このところはよろしいでしょうかね、資料10ですが。ほかにありますでしょうか。

【委員】

(9)の子どもの権利の普及に関してなんですが、この制定に向けて動いているかと思うんですが、特に保護者や先生など、大人に対しての普及がどうなんだろうと思っているところが、あんまり子どもの権利に関して、やっぱり時代が違うという面もあって、何か軽んじているなという印象があるような。先生とかに、今度こういうのあるけど、子どもたちがお勉強する時間とか、何かそういうのは設けられるんですかというのを軽く聞いたことがあるんですが、何かあんまり前向きなご返答をいただけなかったりですとか、やっぱり保護者の方は全然知らなかったりですとか。あと、東京都のほうでもこども基本条例が制定されたと思うんですが、そちらに関しても何か全然知らないですとか、何か皆さんに大人こそ知っていてほしいことだと思うので、この普及に関して、今どのようなことが

計画されているかなど、ありましたら教えてください。

【事務局】

確かにこれからのことではあるんですが、基本的に、条例の制定に当たっては、主役たる子どもたちの意見を聞いて定めるようにといったことで、区のほうも、また、条例の制定権がある議会のほうからも、そういったご意見いただいているので、まずはそちらを優先して取組を進めてまいりたいと思っています。ただ、特に学校現場とかというのには、アンケートを数回、かなりご協力いただいて、そういった中で教員の方にもいろいろと、また権利か、また条例かみたいな、そんなぐらいで、ある部分、そういった言われ方をするというのは浸透してきているのかななんていう、そんな思いもあったりはしています。ただ、一般の大人の方になかなか取組がきちんと支持されてないなんていう状況もあるので、その辺りの取組については、今後いろいろ考えていく必要があるのかなとは思っているところです。

【会長】

ありがとうございます。確かに委員がおっしゃったように、この普及啓発というのは非常に大事なことですので、それはこの条例ができたら、ぜひともご検討いただくということかと思います。

はい、どうぞ。

【委員】

今思い出したんですが、うちの会員で、中学校のお子さんを持っている人から、前に意見をもらって、一度お話ししたような記憶もあるんですが。小学校の頃は、担任の先生などが何とかさんとさんづけして、非常に話も聞いてくれるし、意見も尊重してもらっていたんだが、中学校に行ったら、いきなり命令と支配の嵐で、名前を呼び捨てされるし、どう思うかと全く聞かれなくって、何をしろ、こうしろ、ああしろという、そればっかりで、あまりのギャップに子どもがものすごく戸惑って、困っているという意見をもらったことがあって。区立の中学校、そういう感じなのとすごくびっくりしたんですが、もちろん教職課程で子どもの権利条約、日本が批准した以降に教員養成を受けている方はしっかり子どもの権利条約を知っているだろうし、それよりも年齢が上の先生方も当然研修は受けていらっしゃるだろうけれど、そういう保護者の方の話を聞くと本当にびっくりするばかりで、やっぱり私の知っている限りでは、特に中学校の先生方にこういうことをしっかり研修を受けてほしいという、そういう意見が圧倒的にあります。

それから、やっぱり保護者の方も、これ、しつけだと常に言いますよね。前に何か事務局の方から出張説明会というアイデアも出たような気がするんですけれど、あちこちの地域に行って、出張して、説明会を開くって、すごくいいんじゃないかなと思うんです。わざわざ遠くまで行って、講座を聞こうという気は起こらないかもしれないけど、ごく近所の地域で、地域の人たちが聞くような機会を増やせば、あちこちでそういう催しをすれば、目に入るし、そういった取組は必要かなと思います。よろしくお願いします。

【事務局】

出張説明会というのは、とてもいい手法だと思っていて、ただ、本当に呼ばれてどこでもという形なのか、それともやっぱり、手探りでやることなんで、初めは例えば北とぴあで集まってくださいとか、そういう形になるのか分からないんですけれど、何かしらそういった機会というのは持っていきたいなと思っています。

私がお答えするのも相応しくないのかもしれませんが、学校のお話の中で、私も確かに不登校の子たちが通っているところで、小学校だと随分丁寧に扱ってもらっていたんだけど、中学行ったら、そのギャップになんていう、そんなことで戸惑っているなんていうご意見を子どもたちから直接、僕ももらったことがあります。実際、会議の資料にも過去につけたことがあって、そういったことについていろいろ、それは、やっぱり一人の大人というか、だんだん成長していく過程の中でいろいろ、5歳の子と15歳の子に接する接し方というのは当然違ってくるんでしょうけれど、そういったことでいろいろ、現場でもそういった声を拾って生かしていただいているとは聞いているので。またお気づきの点等あれば、いろいろな場でご意見いただければと思います。

【会長】

ありがとうございました。

それでは、よろしいでしょうか。

じゃあ、次の資料11、アンケートですかね。ご説明をお願いします。

【事務局】

では、小・中学校の児童生徒の方々へ向けたアンケートの実施についてです。この件についても、二つの部会で本当に様々なご意見をいただきまして、本当にありがとうございました。

まず、一つなんですが、実施時期でございまして、できれば夏休み前に何とか、74月の上旬から始めてなんて思ったんですけれど、いろいろいろいろ子どもたちに分かりやすい形などできないかなということで、例えば募集のチラシだったりとか、アンケートのイラストだったりとか、いろいろ時間かけて作り込みました。そういった関係で、何とか夏休み前には配布して、幾つかの学校では夏休み前に実施していただいたようではあるんですが、大体の学校さんが夏休み後に実施されるような感じですかね。あと、前回のアンケートが回収率があまりよろしくなかったので、今回、私、校長会とかでかなり強い言い方をして、校長先生方にそういったメッセージが届いていればありがたいなと思っているんですけれど。すみません、ぜひぜひ、今回は子どもたちがこう言っているよといった形での条例制定に向けた材料となるような、やっぱり多くの方々からのご意見がいただけるような形で今進めてもらっています。

そして、支援計画部会のほうでは、公立だけではなくて、私立のほうにもといったことでご意見いただきまして、働きかけやっていて、ほとんどのところでもうご協力いただけるような形になっています。

質問項目なんですが、こちらのほうが皆様にご提示したものと若干変わっているところがございまして、何かというと、まず最初に「幸せを感じるのは、どんなときか」という

のが、一番これが答えやすい質問ではないかということで、これをトップに持ってきて、 名称を聞くよりも、子どもの権利のことについて、いろいろうたうような条例なんですよ という中身について、いろいろ認識をいただいて、その後、前文と名称といった形での体 裁にしているところです。

まず、盛り込むべき権利のことなんですけれど、支援計画部会と未来応援部会で若干、聞き方についてご意見が分かれたのかなと思っています。支援計画部会のほうでは、何が大切かということをいろいろ考えていただくために、ある部分、選択式にして、それで、そのことでむしろどれが大事かなということが分かるのではないかといったご意見。未来応援のほうでは、必要なものはどれかといった答え方、どれも必要なんだからといったことが分かるような形で聞いたらどうかといったご意見で、事務局のほうでもいろいろ考えたんですが、どちらかというと支援計画部会のほうのご意見で幾つか選択していただくような形、今回、三つとまでさせていただいたんですけれど、そういった形の聞き方にやらせていただきました。

次に、二つの部会のところで議論になったのが、特に未来応援プランの中では、名称についてのご意見があったのかなと思っています。支援計画部会のほうでは、名称について三つのアイデアを出しました。権利、未来、幸せといったこと、あと、それぞれの選択肢には、選べない、分からないといった形を加える形にしてございますが、最後、支援計画部会のときにひょっとしたら、議会のほうから以前、「家庭」という言葉を言われるんで、「家庭」という選択肢が入るかもしれないなんていう、区のほうから説明をしたんですけれど、幸いにして、議会のほうからこの三つでいきたいんですと言ったら、それについてはご意見、特段いただかなかったので、未来応援プラン部会の際には、「家庭」という選択肢は入れなくて大丈夫になりましたなんていうことで説明をしてといったことです。

二つの大きな部会での違いといったことでいうと、未来応援のほうでは、権利という名称を使った条例にしたほうが、内容を端的にして分かりやすいのではないかといったご意見が多く寄せられたのかなと思っています。区のほうはどちらかというと、子どもの意見を尊重するような形で進めたいと。ただ、あくまで、例えば権利を選んだ人が3,000 いて、未来を選んだ人が3,000 いて、その僅かな差でもって、それで選挙みたく、それをもって、数だけをもって決定するようなことはしないといった考え方も併せて説明いただいて、そんなようなやり取りがあったところです。その辺りのことについて、もし今日何かご意見等いただければありがたいのかなと思っています。

よろしくお願いいたします。

【会長】

ありがとうございました。それでは、資料11と12ということになると思いますが、 アンケートについて、内容とそれから、部会によって多少意見も違う点があったというこ とですが、その辺り、いかがでしょうか。ご意見がありましたら、お願いいたします。

【委員】

これはもう出したんですよね、事後報告ですよね。

部会のときに、私は、大してこういうことで困っていないお子さんは一つも選ばないか

もしれないし、それはそれでいいと思うし、切実に困っていて、こういうのが欲しいと選びたい子は別に三つと言わず、選べばいいんじゃないかという意見を申しました。子どもの状況はそれぞれ違っているので、やっぱり必要なお子さんには必要な権利があるといいなと思ったまでです。

それから、このイラストなんですけど、部会のときはまだできてなかったですよね、どれを使うというの。これはものすごく大きいけど、あまりの大きさにびっくりしまして、うちの会員も含めて、参考イラストが大きく主張し過ぎていて、一致していないイラストが危険じゃないかという意見もありました。字、あまり読まないけど、イラストというか、絵には随分影響されるんですよね。

もう出してしまったものはしようがないけど、もしかしてこの後もこのイラストを使う可能性があるとすれば、少し意見述べさせてください。イラストは別に全部が必要とは思いません。幾つかあってもいいとは思います。

3はいじめられている絵ですけど、これはいじめ対応の説明なので、いじめられて困って相談しているという絵のほうがいいし、そういう絵がなかったら、なくてもいいんじゃないかなと思います。いじめってこういう、見るからにいじめているというんじゃなくて、結構、裏のほうですごく狡猾ないじめというのも結構あるので、どうかなと思いました。

あと、4番の虐待の防止のイラストなんですが、虐待のイメージが暴力に偏ったものに なるんじゃないかなと危惧します。暴言やネグレクトも深刻な虐待ですので。

それから、あと6番なんですが、子どもの安心できる居場所のイラスト、児童館になっていますけど、小学生の場合、区は小学生の居場所を「わくわく☆ひろば」と言っているので、何か政策とギャップを感じます。また、ほかにもその子なりの大事な居場所があるので、特別、イラストがいいものがなければ無理に出さなくともいいんじゃないかなと思います。

あと、7番の子どもの貧困が何か食事だけに限定されているようなイラストはどうだろうと思います。子どもの貧困が招く様々な困り事というのはとても根深くて、深刻だと思うので、食事さえ取れてればいいという誤解を生むと困るかなと思いました。

【事務局】

以上です。

すみません、よりよい形にはしていきたいと思いますので、またいろいろとやる際には、 またご意見、事前に伺えたらと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうご ざいます。

【会長】

ほかにご意見等いかがでしょうか。 はい、どうぞ。

【委員】

このアンケートを各学校に周知するに当たって、区からはこの書面と、あと、学校の校 長会でご説明されたということでしょうか。

【事務局】

そうですね。この写しと書いてある依頼文をもって案内して、お子様たちのところには、 その後、9ページ、10ページにあるカラー刷りのチラシがそれぞれ届くような形になっ てございます。

【委員】

各学校から生徒さんにダイレクトといいますか、何か時間を取って、このアンケートは こうやってねとかいう、そういう説明の時間は取られていない、それはもう各学校の判断 に任せている。

【事務局】

最終的にはそういう形にはなったのですが、ただ、今回のアンケートについては、できれば学校の中で答える時間を設けて、他にのぞかれても、それほど深刻な問題はないはずなので、そのような形で、とにかく回収率を上げる形でぜひぜひお願いしたいといったことでお願いはさせていただきました。

【委員】

分かりました。ありがとうございます。

【事務局】

先生たちもそんなふうに捉えていただけたと思います。ちゃんとうなずいていただいているので、大丈夫かと思っています。

【委員】

アンケートなんですけど、小学生用と中学生用はもう全く同じで、これはもうアンケートなんで、ぶれないようにという、小学校4年生と中学校3年生は大分、脳の構造違うと思うんですけども、そこはもう同じように、もう小学校だから簡単にするとかということはせずに、もうこのままいくということで、そういう理解ですよねというのが1点と。あと、集計の方法なんですけど、例えば17ページのところで、その他というところがあって、その他でいろんな項目書かれると思うんですけど、これというのはある程度、多数決じゃないんですけど、例えばアの項目が多いとかというところで、じゃあ、アのものにしようかなみたいな、そういうふうにある程度決めていくものなのかなと思うんですけど、エのその他で、いろんな意見がいっぱい出てきたものというのはどのように取り扱われるのかというところ、すみません、2点お願いします。

【事務局】

まず、小・中学生なんですけれど、基本的には例えば漢字だったり、振り仮名だったりとか、そういったところで分けているぐらいのところです。基本、それほどには内容には 差がないんですけれど、一応、小学生向け、中学生向けの体裁にはなっているかなといっ たところです。

次の選択肢のエなんですけれど、確かにもう今年度末で条例を定めようという段階の中で、またさらに選択を増やすような、そういうことは実際考えてはいないです。ただ、この答えだけで収まらないようないろいろな意見というのは、子どもたちは持っているので、そういうところはぜひ吐き出させて、こういう考え方があるんだねと、私たち職員だけでもきちんと受け止めて、例えば出張講座ということがあるのかもしれないです。そういうときには、こういった意見もあったんだねなんていうことをいろいろ知れながら、実践できるといいのかななんていう思いでつくった選択肢です。

【委員】

ありがとうございます。

【会長】

ありがとうございました。 ほかには、いかがでしょうか。 はい、どうぞ。

【委員】

聴取方法のほうで、私立校のほうにもこちらのアンケートを実施していただき、ありがとうございます。事後になってしまうんですが、私もやはりイラストのほうが気になってしまいまして、もし制定されたときにそういった条文と一緒にイラストも掲載する場合は、取扱いがすごく注意が要るなと思いました。やはりイラストのインパクトで、このページは私には関係ないということで、子どもも保護者も読み込まずに次のページに行ってしまったりしたら危険だなと思いまして、例えば4の虐待の防止というイラストが15ページにあると思うんですけど、多分、こういう条例で気づいてほしいのは、やっぱり同性であっても性的虐待になり得ることもあるですとか、そういった教育虐待も、こういった体に傷を負わなくても虐待であるということを大人にも子どもにも気づいてほしいと思うんですが、やはりこういうのが、イラストが先行してしまうと危険かなと思いました。

以上です。

【事務局】

先ほどと一緒で、よりよいものにしていきたいとは思っています。ただ、パンフレットを作る際にもやっぱりいろいろ、例えば「虐待とは」というチラシであればより丁寧にいっぱい、性的だったり、ネグレクトだったり、いろんなことについて、これらはみんな虐待なんですよという細かい説明もできるんでしょうけれど、恐らく今後についても、ある程度、端的なものに、やっぱり権利様々なことでやっていくということでいうと、そういう危惧はあります。ただ、そういったことにならないようなセレクションというのは、いろいろできてくるのかなとも思うので、いろいろ実際また作る際には配付の前に皆さんにご意見いただいて、いろんなことを検討した上で作成に進めたらなとは考えました。ありがとうございます。

【会長】

ありがとうございます。

【委員】

条例名称に関してのアンケートのところなんですが、これは本当に子どものための条例であるので、名称を決定するに関しても子どもが関わったという意味でも、このアンケート結果、数をある程度公表して、その中でトップをちゃんと入れて、みんなで子どもたちが選んだ名前だよというのでもいいのかなと思っています。

自分の意見です、以上です。

【委員】

私も委員にかなり同調した意見ですけど、イラストのぜひのご意見あると思います。今、世間の中で大変過激な、いろんなこういう表現が出ているので、そういうことも危惧する、当然だと思いますけど、子どもの意見を尊重するということをこの条例の中で大変大事にしていっていただきたい。これだけ子どもさんに多く意見を聴取し、学校にもご理解を得て、アンケートを取っていくわけですから、その子どもさんたちのご意見は十分尊重して、大人と同じように扱っていただくということが大事かな、かように思っています。

【委員】

私も名称について、権利という言葉を入れたほうがいいというのをずっと聞いていまして、それもそうだなという思いでいたんですけども、これ、アンケートを取るということで、子どもの持っているイメージで未来や幸せというのを選んでも、それは子どもが選んだものということで、この条例に関しても子どもに参加してもらって一緒につくり上げていくというところを目指しているんでしたら、やっぱりアンケートで出た数というのも尊重していっていただけたらと思っています。

【会長】

ありがとうございます。 どうぞ。

【委員】

話が戻るのですが、イラストで二人の委員から誤解が非常に心配だというのは、聞いていてそういう考え方もあるのかと思いました。虐待の定義が広いとか、いろいろあると思うので、それは条文の中の定義のところで、虐待とは肉体的なものだけではなくて、教育虐待とか、そういうものも含むんだということを条文などにちゃんと織り込んだほうがいいんじゃないかと思います。そうするとイラストを見て誤解するという委員の懸念も消えるでしょうし、教育虐待も虐待なんだとか、手を上げることだけが虐待じゃないんだということもより周知されるのではないかと思います。今、出たような、人によって印象が違うようなものについては、定義の中にきっちりこういうものも含むと明確に表示する。時

代によって虐待の意味とか、いろいろ変わってくると思うので、特にみんなが気づいていないような、先ほど先生の中でも高齢の方は結構「おまえ」みたいな、呼び捨てがあったという話もあったと思うので、改めて定義に記載することで自分が気づかなかったことが虐待だったって気づいてもらえるという良いきっかけだと思うので、きっちり条文に落とし込んでいただくというのがいいんではないかと思いました。

【会長】

以上です。

ありがとうございます。 ほかにはいかがでしょうか。 どうぞ。

【委員】

イラストの議論があるので、予算をつけてイラストを描いたらいかがでしょうか。こうやって議論が出るということは、皆様、必要性あるということなので、ぜひ稟議を通していただいて、イラストに予算をかけて、いいものを作ったらいいんじゃないでしょうか。多分、イラストと、今いろんな虐待の定義があるという議論もありましたけど、イラストって抽象的でいろんなこと、いろんなふうに捉えてしまう。けど、その一方で分かりやすさというのもあると思うので、そこのバランスってすごい難しいかなとは思うんですけど、イラストやで引っ張ってくるよりは、予算をかけてイラスト描いてもらったほうがいいのかなと今の議論を聞いて思いました。

【事務局】

確かに同性の方の性的虐待なんかをイラストで1点作るというのもすごいことで、そういうのって本当に確かにいろいろ大事なことではあろうけれど、なかなかそういったものを取り上げて盛り込むということが難しかったり、あとは、小さい子どもたちも見る中で、どこまでどういった表現がいいのかなとかということについても、やっぱり様々議論あろうかと思うんですね。なので、ぜひ今度、作った際の周知用のチラシについては、いろんなご意見、またいただくかと思うので、その際には何とぞよろしくお願いいたします。

【会長】

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、名称の件は一応、子どもたちの調査結果が出てから、またこの会議でも、その結果を踏まえた上で検討するということもできるわけですかね。

【事務局】

そうですね。条例については、区議会の制定事項ということもあって、今回、子ども・ 子育て会議には諮問は行っておりません。なので、例えば子ども会議で決を採るといった 性格のものではないと思うんですが、ただ、子どもたちの結果を見て、いろいろご意見を いただく機会というのは制定までにまだあるのかなとは思っています。

【会長】

ほかに、名称について意見はよろしいですか。

部会のところでもいろいろ意見が出たので、それも参考にしていただければと思うんで すが。私の一委員としての意見をまた申し上げますと、部会のときにも何度も申し上げて いるんですが、やっぱり自治体の法令ですから、端的にその中身を表す名前がいいと自分 では思っています。 それで、幸せとか未来というのは、一見いいイメージではありますが、 これはある意味では漠然としていて、人によってまた捉え方も違う。それから、今あまり 幸せではないとか、大変な状況にある子どもにはあんまり響かない名称だと思いますね。 最も権利の保障を必要としている子どもたちに届けたいのであれば、やはりそういう見か けの漠然としたイメージで伝えるのではなく、この条例をきっかけにして、みんなで権利 というものを考えて、権利保障されてない子どもに権利保障するにはどうしたらいいのか、 それを考えるきっかけにするということも非常に大事な大人や社会の役目ではないか、私 はそう思っています。ただ、子どもの意見を聞くのが大事だというご意見が結構ありまし て、それはそれで分からなくはないんですが、どの名称がいいですかというのを聞くこと が意見表明ということなのだろうかと、そういう見解もあり得るんですね。ですから、名 称については、もうちょっと様々な観点から検討してほしい、なぜ北区が条例をつくろう としているのか、その中身はどういうもので、誰のための条例なのかというあたり、それ をぜひとも考えていただければと思います。部会では何度もこの辺りは申し上げたんです が、全体会のほうでは申し上げていなかったので、一応、一人の委員としての見解をお伝 えできればと思いました。

どうぞ。

【委員】

それでは、私も。部会でも結構話したんですが、それってなかなか生かせないし、議事要旨もまだ出てないかなと思うので。いつの間にか子どもの意見を聞くのが大事ということで、子どもに対して条例の名称を聞くという設問が作られて、やっぱり子どもの意見を、子どもの賛成した数が多いところがいいよねというところにいつの間にか持っていかれた気もします。子どもの権利条例というのは、本当に困っている、こういうものを必要としている子どものためにあるものだと思うので、その子たちに何の条例かということがはっきり分かって、自分たちには権利がある、子どもの権利があるということを自覚してもらうためにも、名称に権利を入れてしかるべきだと思います。

そして、例えば幸せについての質問がありましたよね。私、昨日、NHKの番組見ていたら、ティーンエージャーの子、あまり幸せではなくて、犯罪を犯してしまった子どもが「幸せって何?」という質問について「親しい人間関係」と書いていたんですよね。この子は親しい人間関係がすごく欲しかったという、それがその子にとっての幸せなんだなと、感銘を受けたんですけど、それぞれに本当に幸せって違っていて、すごく欲しくて、でも、なかなか手に入らないという子もいるし、そういう人間関係を手にしたことがない子はそれが幸せだと気づかないし、幸せってなかなか分からないんですよね。経験したことのな

いことについて幸せだとは思わないし、そういう子どもも少なからずいるということもあります。あと未来についてと聞かれても、何も答えることができない子どももいます、現状がつらくて、状況が。そういうことで、耳当たりのよい未来や幸せという言葉で、この内容の名称にしていいのかと私は感じます。困っている子どものために、役立てるための条例だということを、再度ここで意見として言わせていただきました。

【会長】

ありがとうございました。

それでは、この件に関しては、ひとまず閉じるということでよろしいでしょうか。

大変、申し訳ありません。予定時間を過ぎてしまっていますが、まだあと少しあります。 ご報告が三つほどありますので、いかがでしょうか。簡潔にご説明いただくということで、 すみません。

【事務局】

じゃあ、すみません、3件連続していきましょうか。

じゃあ、資料の。まず私のほうからで、35ページ、ご覧いただけますでしょうか。幼稚園等に通園する児童の給食無償化の実施等についてです。今日、委員が、幼稚園の委員がいらっしゃらないのは本当に残念でならないんですが、たしか前回の親会の年度末にやったときに、委員の方から小・中学校の給食無償化の話をして、保育園はどうなんだ、保育園はやっています、幼稚園だけできていませんといったことでご報告したものが、幼稚園についても実施できるような形になったということでのご報告です。

幼稚園ごとに給食費の設定がいろいろ変わっていますが、月5,000円程度、これがいわゆる平均でございまして、私立では5,000円、あと区立では、早帰りの日が区立はあったりするので、その分差し引いた形で4,500円といったことでの補助といったことです。なお、8月については夏季休業期間が多いことから、実際利用した回数等に応じてお支払いするような形にしたいと考えてございます。また、令和5年4月に小・中学校完全給食無償化実施する際には、当分の間といったような言い方をしていたんですね。けど、今回6月補正の中で整理しまして、基本的には恒久的に、何かない限りには永続的に実施するといったような事業の位置づけになりましたので、その旨、ご報告します。以上です。

【事務局】

私のほうからは、すみません、資料14についてご説明させていただきたいと存じます。 36ページ、仮称北区児童相談所等複合施設新築計画図について報告をいたします。

1、要旨です。本施設の設計に当たりましては、公募型プロポーザル方式により設計事業者、受託者を選定しまして、基本設計を進めてきたところです。本ブロックプランについては、建物の構造、規模、配置計画とともに、各所要室の配置構成を表す平面計画図及び各階の関わりを示す断面計画図など、新たに建築する児童相談所等複合施設の基本となる計画をまとめたものです。

2のブロックプラン策定の経過については、記載のとおりです。

3、建物の概要について、別添の仮称北区児童相談所等複合施設新築基本設計説明会の とおり、ご説明を少しさせていただければと存じます。

資料が小さくて恐縮ですけども、38ページの下までお願いいたします。こちら、旧赤羽台東小学校跡地に整備する予定です。こちらについては、高低差に課題がありますので、恐縮ですけども、赤い矢印のところから入り口と、今計画しているところです。また、敷地南側については、こもれび広場というものを配置しながら、また、南側に計画されている赤羽台ゲートウェイ計画の事業所とも連携をしながら、赤羽駅からのアクセス向上等、現在協議をしているところです。

恐縮ですけども、39ページの下、03施設計画までお願いいたします。ポイントを絞って説明しますけども、地上4階建て、地下はございません。延べ床面積については6,799平米、1階には子ども家庭支援センターの遊びの広場等を配置し、吹き抜けなど、乳幼児親子など、誰でも気軽に立ち寄りやすい施設として計画してございます。2階については、児童相談所等の事務室を配置し、ハブ機能となる事務室を2階に集約することで職員の移動の効率化を図っています。また、3階については、教育総合相談センターの適応指導教室や児童相談所の面接室、また、3階と4階に一時保護所を配置しています。

恐縮です。40ページの下からが平面図になりますが、こちらについては、秘匿性の高い一時保護所を含んでいますので、一時保護所部分については詳細な間取りを公開しておりません。ご了承いただければと存じます。また、平面図については、後ほどご高覧いただければとお願いいたします。

飛びまして、43ページの下までお願いいたします。こちら、南方向からの外観イメージパース図になります。こもれび広場に向かい、上層階にかけて張り出す木目調のファサードを形成しています。また、外壁の色合い等については、今後の実施設計において引き続き検討してまいります。

4.4ページ、上までお願いします。内観のイメージ図になります。こちら、2階から吹き抜けを見たパースになりまして、木を用いて、穏やかで温かみのある空間をつくる計画です。

大変、恐縮ですが、資料36ページまでお戻りいただきまして、4の今後の予定です。 今年度、令和6年3月まで設計業務委託完了する予定です。令和6年9月からは建設工事 に着工しまして、令和8年夏頃、建物の竣工、また令和8年度末、児童相談所開設をする 予定です。

以上になります。

【事務局】

では、引き続き、事務局です。

資料15、ページ番号でいいますと、45ページです。児童館、子どもセンター等におけます新たな取組を開始したというご報告です。表題にございますとおり、新たに子どもなんでも窓口という取組を開始させていただいたところです。

項番1の要旨のところです。区内に20館ございます。児童館、子どもセンター等において、地域の身近な施設である、そういった強みを生かして、既存の子育て支援機能を拡充しながら、子ども・子育てに関して何でも問合せ等のできる機能を担っていくというも

のです。

実際に機能拡充を行いますのは、中段から下段にございますように、(1)の相談事業ですとか、(2)生後6か月、そういったところの面接ですとか、(3)は相談事業と対をなす情報提供機能、そういった一連のものを機能拡充しながら、一連のパッケージとして子どもなんでも窓口という名称をつけて展開していく、そういうものです。

裏面をお願いいたします。スケジュールですが、スピード感を持って対応していくという考えの下、今月の半ばには、この取組を全20館でスタートさせていただいたところです。

若干、口頭で補足させていただきたいんですが、児童館、子どもセンター等については、単なるエリア貸し、場所貸しという施設ではなくて、児童館の先生が保護者の方、また、子どもたちを対応するという、人が対応する施設です。そういった日常の活動の中では、これまでも当然に問合せですとか、悩みに答えていく、そういう活動は当たり前のように行っていたところです。ただ、中には児童館で物事を問い合わせていいのかどうか、相談していいのか、そういったものが分からない、そういった方々もいらっしゃるというお声も聞いてございますので、そういった取組を子どもなんでも窓口という冠をつけて、PRしていく。そこが、この取組の肝になっているところかなと思ってございます。

まずは、スピード感を持って、取組を開始したところですが、今後あらゆる形で、また、ターゲットに応じた形でPR活動というのを頑張っていきたい、そのように考えてございます。

報告、以上です。

【会長】

ありがとうございました。

急いでご報告いただきましたが、ただいまの資料13から15まででしょうか、ご質問、 ご意見等がありましたら、お願いいたします。

どうぞ。

【委員】

児童相談所等複合施設について質問します。41ページの下の図と42ページの上の図、一時保護所というくくりで広い面積がざっくりオレンジ色で示されているんですが、この中に個室が幾つも造られると理解していいんでしょうか。

【事務局】

ご質問、ありがとうございます。秘匿性ということもありますけども、基本的には、一時保護所については、学齢以上の居室については個室、また、お風呂、トイレ等も個室、個浴の対応ということで今計画準備しています。

以上です。

【委員】

それは秘匿性があるから描いてないんですか、それとも、そこまでまだ細かく決まって

ないということなんですか。

【事務局】

ご質問、ありがとうございます。既に決まって、計画していますが、秘匿性があるということで、場所、位置等について公表しないということで今進めています。

【委員】

分かりました。

【会長】

ありがとうございました。 ほかにはいかがでしょうか。

【副会長】

よろしくお願いいたします。

資料13についてお伺いします。幼稚園等の給食費無償化ということですが、2番、内容のただし書のところに幼稚園や認定こども園が給食を提供する回数にかかわらず、一律の金額を補助するとあります。幼稚園はお弁当の園もあるかと思うんですが、それにもかかわらず一律の金額を補助するという理解でよろしいでしょうか。

【事務局】

説明省略し過ぎましたね、すみません。その部分ぐらい触れて説明すべきでした。 おっしゃるとおりで。つまりお弁当を作っている回数があって、もらいが少ないというこ とでの不利益がないようにというのが、これまでの区で課題にしていたことだったので、 つまり、お弁当を週何回持ってくると、そうすると当然園が徴収する給食費というの、も っと少なくなるんですけど、それでも保護者のところには5,000円行くといったよう な形を考えてございます。

【副会長】

完全にお弁当だけの園も多分あると思うんですけれど。

【事務局】

私立ではないです。区立だけです。認定こども園は給食なんですけど、区立の幼稚園だけが全てお弁当でなんですけど、それは一律に4,500円支給するような形で、私立のほうは最低でも2回か3回は給食を取り入れている形になっています。

【副会長】

一律に補助する。分かりました。

【会長】

ありがとうございました。

ほかには、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。以上で2は終わったんですが、3のその他ということですが、 事務局から何かありますでしょうか。

【事務局】

すみません、時間が長時間に及んでいるところ申し訳ないんですけども、少し(仮称) 子ども条例に関しての区の思いというところを、お話しさせていただけたらと思っていま す。

今日は本当に様々ご意見いただきまして、ありがとうございます。この(仮称)北区子ども条例に関しまして、誰のための条例かというところに関しては、委員の皆様と事務局の思いというところでは同じものかなと思っています。そういった中で、区としましては、今回のアンケートを実施する、また、アンケートの内容に関しましても、子どもの意見表明権、こちらを非常に大事にしていきたいというところ。また、この前の部会でもお話をさせていただいたのですが、今回のアンケートをすることによって、子どもたちにこの条例に関して関心を持ってもらう、自分たちのための条例なんだということを認識してもらいたい、そんな思いもあって、この制定過程にぜひ関わってもらいたいという思いもありました。そんな中で、条例の名称に関しても子どもたちが、自分たちがこの名称が決まるに当たって関与したという事実、それをもって、きっとこの条例に興味、関心を持ってくれる子どもたちが増えるのではないか、増えるといいなという、そんな思いを持って、今回アンケートをさせていただいたというところがございます。

また、この名称を決めることについても、いろいろ今日、ご意見いただきましてありがとうございます。今回のアンケートの結果、こちらについてはもちろん大事にしていきたいと思っています。区としましては、こういったアンケートの結果であるとか、子ども・子育て会議もそうですし、いろいろな場面で、議会も含め、ご意見もいただいています。今後もご意見いただくと思っています。そういったご意見を踏まえて、総合的に判断をしてまいりたいと思っている、そんな状況です。アンケート結果については、また、こちらの会議の場でも共有をさせていただくということにはなると思いますので、また引き続き、そのときにご意見等をいただければと思っているところです。

こちら、区の思いとしてお伝えをしたかったので、お時間をいただきました。ありがと うございます。

【事務局】

あと、事務連絡をその後、続けてやらせてください。今回で冒頭、委員長からもご挨拶いただきましたが、5期が最後になります。いわゆる団体から選出されてこられた方でも交代があったり、あと、公募委員の方もいろいろ交代があったりとか、そんなことがあります。本当にこの期、いろいろコロナもあったりでしたが、また、今年は条例と計画の二本立てで、たくさんの機会、いろいろご参加いただくことになりまして、本当にありがとうございました。また、引き続きの方もたくさんいらっしゃると思うので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

事務局からの特に連絡事項は今日はございませんので、事務局からの連絡は以上です。

【事務局】

あと、先ほど、委員会の中では何度も申し上げましたが、支援部会については、9月に。 今回未定の部分もあったので、1回、そちらだけやらせていただいて、その際は条例の話 は一切なしでやらせていただきたいと思っていますので、また日程等決まりましたらご案 内します。よろしくお願いします。

【会長】

ありがとうございました。

それでは、皆様、今日は司会の不手際がありまして、時間が大分超過してしまいました。 申し訳ありません。本当に酷暑が続いていますので、皆様、どうぞお元気にお過ごしいた だければと思います。

それでは、以上をもちまして、令和5年度第1回北区子ども・子育て会議を閉会としま す。どうもありがとうございました。